

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画南麻布四丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		南麻布四丁目地区地区計画			
位 置 ※		港区南麻布三丁目、四丁目及び五丁目各地内			
面 積 ※		約 3.3 ha			
地区計画の目標		有栖川宮記念公園に隣接し周辺に住宅や大使館等が立地する緑豊かで閑静な住居系市街地としての地区特性を踏まえ、周辺の良い環境との調和に配慮しながら、公共公益施設、大使館等を計画的に配置し、国際性、文化性豊かな都市空間を創出するとともに、緑豊かでゆとりある空間を形成し、安全・安心で快適な魅力ある市街地を形成する。			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>区域をA地区、B地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を以下のように定める。</p> <p>1. A地区には、福祉、児童厚生、文化・交流等の機能を有する公的な施設の集積地とし、地区周辺の市街地環境の向上に資するような、全体に調和のとれた計画的な土地利用の推進を図る。 まとまりのある大規模な敷地を計画的に利用して、緑地やオープンスペースの確保に努め、有栖川宮記念公園等と一体となった緑豊かでゆとりある空間の形成を図る。</p> <p>2. B地区には、周辺の閑静な住居系市街地としての環境との調和に配慮しつつ、大使館等の計画的な誘導を図る。</p>			
	地区施設の整備の方針	<p>安全で快適な歩行者空間の確保及び歩行者ネットワークの形成と、地区周辺の交通の円滑な処理を図るため、区画道路の拡幅整備を行う。</p> <p>なお、通過交通の抑制に配慮して、既存道路の拡幅に際しては歩道幅員の確保・充実を主体とした整備を行うとともに、隅切りを築造することにより、視認性を高めて通行及び交差点の安全確保に配慮する。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>1. 周辺の良好な居住環境に配慮し、計画的な都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>2. 敷地の細分化を防止し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>3. 安全・快適でゆとりある歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>4. 周辺の良好な居住環境に配慮した街並みを維持するため建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>5. 落ち着いた魅力ある街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>			
地区施設の配置及び規模	種 類	名称	幅員	延長	備 考
		区画道路 1号	12 m	約 160m	拡幅
	区画道路 2号	12 m	約 240m	拡幅	

地区整備計画	地区の区分	名称	区画道路3号	12m	約170m	拡幅		
		面積	A地区 約1.9ha			B地区 約1.4ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 2. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 3. 図書館、博物館その他これらに類するもの 4. 病院又は診療所 5. 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 6. 大学、研究施設 7. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 8. 前各号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 大使館、領事館その他これらに類する建築物 2. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 3. 前各号の建築物に附属するもの				
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡					
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。					
		建築物等の高さの最高限度	30m（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さによる。）					
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は工作物の色彩は、原色を避けるなど、周辺環境に調和した落ち着いた落ち着きのある色調のものとする。 2. 建築物の形態又は意匠について、良好な都市景観の形成に資するものとする。						

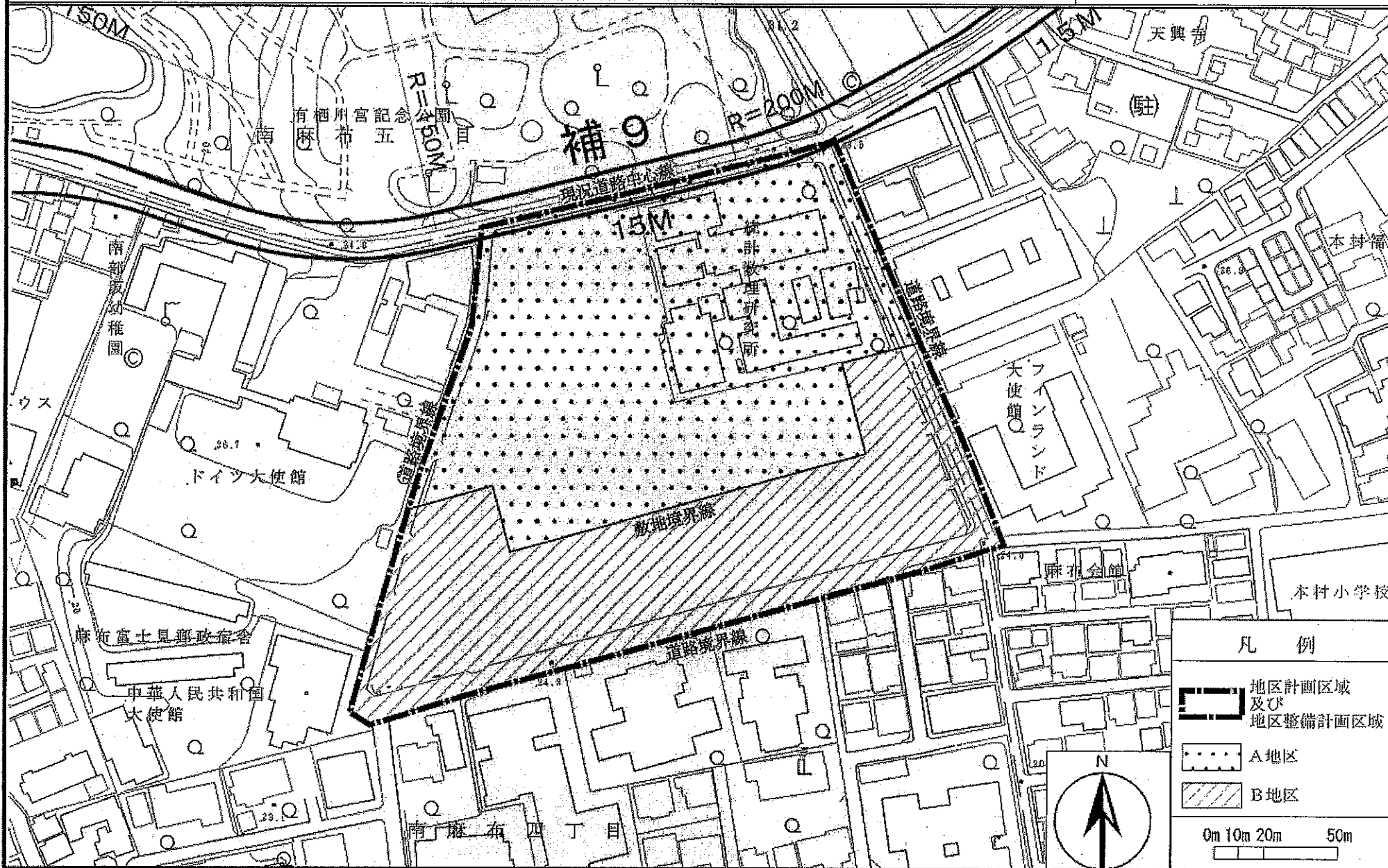
「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由：土地利用転換の動きに併せ、周辺環境に配慮した都市機能の更新と良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。

※は知事同意事項

東京都市計画地区計画

南麻布四丁目地区地区計画 計画図 1 (港区決定)

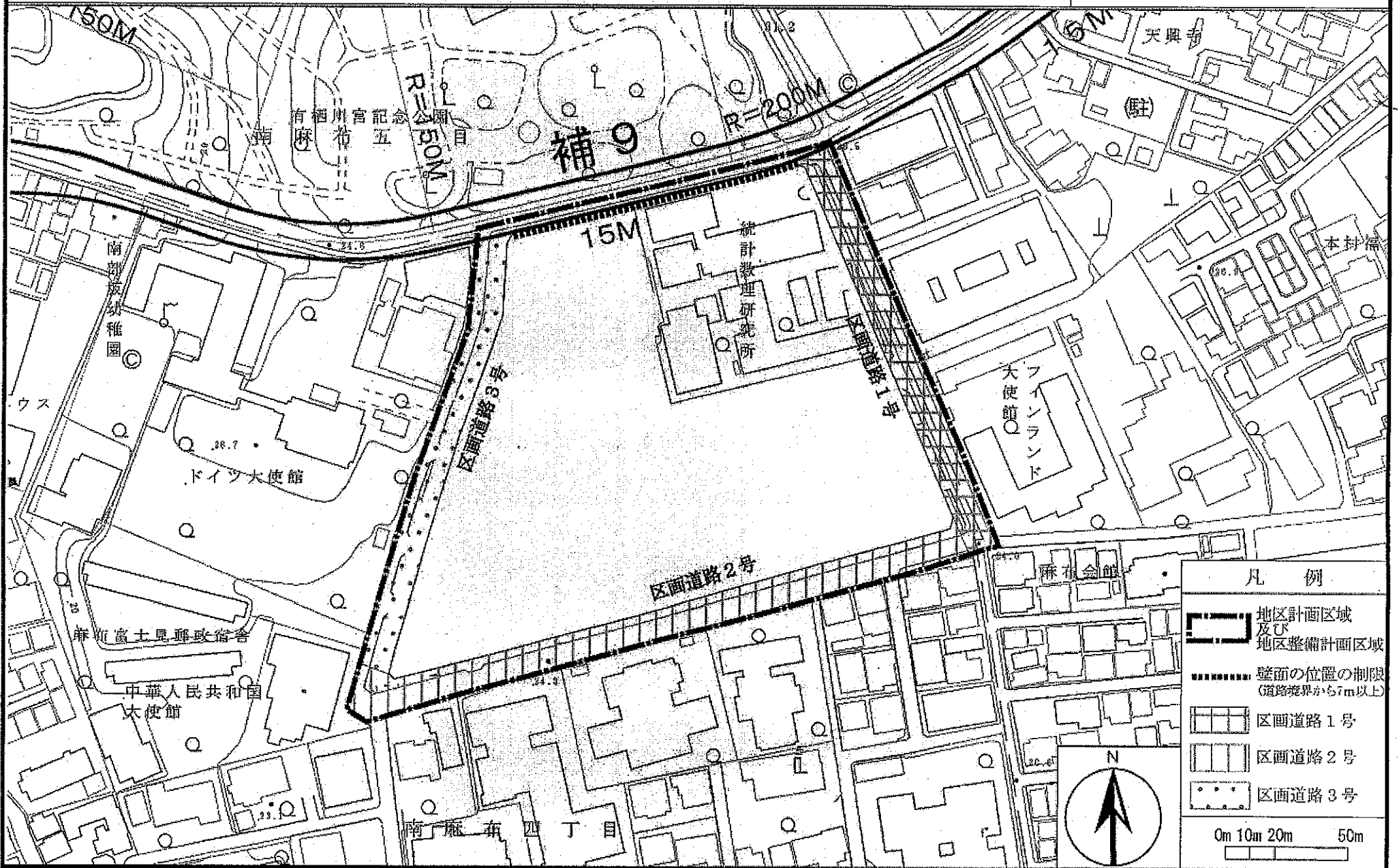


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)「18都市基交第157号」「18都市基街第246号、平成18年7月24日」

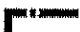


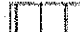
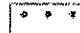
東京都市計画地区計画

南麻布四丁目地区地区計画 計画図2

〔港区決定〕



凡 例

-  地区計画区域及び地区整備計画区域
-  制限線の位置の制限(道路境界から7m以上)
-  区画道路1号
-  区画道路2号
-  区画道路3号

0m 10m 20m 50m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)「18都市基交第157号」「18都市基街第246号、平成18年7月24日」